

アマノ病院 通所リハビリテーション 事業運営規程

管 理 文 書

承 認	理 事 長 福 田 純 子
作 成	佐 藤 淳 一

【 改 訂 履 歷 】

ver.	改訂年月日	改訂内容	承認	作成
1.0	2025/9/1	初版発行	福田純子	伊達大輔

(事業の目的)

第1条 医療法人ハートフルが開設するアマノ病院（以下「事業所」という。）において行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者等に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所リハビリテーション従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法及び言語療法（以下「理学療法等」という。）その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者に心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 アマノ病院
- (2) 所在地 広島県廿日市市串戸五丁目1-35

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する通所リハビリテーション従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

共通

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上
医師は、医療管理、判断及び指示を行うものとする。
- (3) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、利用者の栄養状態の記録、栄養ケア計画の評価を定期的に行う。

単位1

- (1) 理学療法士 1名以上
理学療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (2) 作業療法士 1名以上
作業療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (3) 言語聴覚士 1名以上
言語聴覚士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (4) 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の身体介護、移動、理学療法士等の補助等を行う。

単位2

- (1) 理学療法士 1名以上
理学療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (2) 作業療法士 1名以上
作業療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (3) 言語聴覚士 1名以上
言語聴覚士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (4) 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の身体介護、移動、理学療法士等の補助等を行う。

単位3

- (1) 理学療法士 1名以上
理学療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (2) 作業療法士 1名以上
作業療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (3) 言語聴覚士 1名以上
言語聴覚士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (4) 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の身体介護、移動、理学療法士等の補助等を行う。

単位4

- (1) 理学療法士 1名以上
理学療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (2) 作業療法士 1名以上
作業療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。

- (3) 言語聴覚士 1名以上
言語聴覚士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (4) 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の身体介護、移動、理学療法士等の補助等を行う。

単位5

- (1) 理学療法士 1名以上
理学療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (2) 言語聴覚士 1名以上
言語聴覚士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (3) 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の身体介護、移動、理学療法士等の補助等を行う。

単位6

- (1) 理学療法士 1名以上
理学療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (2) 言語聴覚士 1名以上
言語聴覚士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (3) 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の身体介護、移動、理学療法士等の補助等を行う。

単位7

- (1) 理学療法士 1名以上
理学療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (2) 言語聴覚士 1名以上
言語聴覚士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (3) 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の身体介護、移動、理学療法士等の補助等を行う。

単位8

- (1) 理学療法士 1名以上
理学療法士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (2) 言語聴覚士 1名以上
言語聴覚士は、医師の指示に基づきリハビリ計画の策定、実施、及び評価を行う。
- (3) 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の身体介護、移動、理学療法士等の補助等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月・火・水・木・金・土曜日とする。ただし、国民の祝日、夏季及び、年末年始の休日を除く。なお、夏季は8月14、15日、年末年始は、12月31日～1月3日までの期間を休日とすることを原則とし、変更がある場合は、当該変更内容について、利用者またはその家族に通知する。
- (2) 営業時間
営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- | | | |
|-----|----------|--------------------|
| 単位1 | サービス提供時間 | 午前9時10分から午前10時30分 |
| 単位2 | サービス提供時間 | 午前10時30分から午前11時50分 |
| 単位3 | サービス提供時間 | 午後2時00分から午後3時20分 |
| 単位4 | サービス提供時間 | 午後3時20分から午後4時40分 |
| 単位5 | サービス提供時間 | 午前9時10分から午前10時30分 |
| 単位6 | サービス提供時間 | 午前10時30分から午前11時50分 |
| 単位7 | サービス提供時間 | 午後2時00分から午後3時20分 |
| 単位8 | サービス提供時間 | 午後3時20分から午後4時40分 |

(通所リハビリテーションの定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの定員(指定通所リハビリテーションを含む)は、単位1、単位2、単位3、単位4を20人、単位5、単位6、単位7、単位8を15人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康チェック
(2) リハビリテーション

- (3) 日常生活指導
- (4) 送迎

(利用料とその他の費用の額)

第8条 利用料とその他の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者は介護保険法に定める法定自己負担割合を当該額に乗じた額を負担するものとする。
- (2) 地域外送迎について、通常の事業の実施地域以外の地域の居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり30円を実費として徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域は、廿日市市（旧吉和村、旧宮島町を除く）広島市佐伯区（旧湯来町を除く）の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者はサービス利用にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 他の利用者の迷惑となる行動を慎み、利用者同士が心地よい時間を共有するよう心がける。
- (2) 事業所の設備品等は、利用者共用のものであることを心得、粗雑な扱いを避ける。
- (3) 現金、貴重品等の携行は必要最小限度とする。
- (4) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。

(緊急時の対応)

第11条 サービス提供中における利用者の急変等緊急時の対応は、診療部(医師)へ報告し、指示を受け必要な措置をとるとともに、当該利用者の家族等へ連絡する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発見またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果に

- (1) ついて、従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針を整備する

- (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または、養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

(衛生管理等)

第15条 事業所は、設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医療品・医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所における感染症の発生、まん延を防ぐための指針を整備する。

- 3 事業所における感染症の発生、まん延を防ぐための研修を定期的実施する

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 虐待防止研修 年1回
- (4) 感染症対策研修 年1回
- (5) 認知症ケア研修 年1回

2 従業員は、職務上知り得た秘密を保持し、退職後もこの秘密を保持するものとする。

3 本規程に定めのない事業運営に関する事項については、医療法人ハートフル及び管理者において協議、決定する。

附則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。